

- 目次
- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 大野城太宰府環境施設組合行政不服審査会(第2条—第8条)
- 第3章 手数料(第9条・第10条)
- 第4章 雑則(第11条)
- 附則
- 第1章 総則
- (趣旨)
- 第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。
- 第2章 大野城太宰府環境施設組合行政不服審査会
- (設置)
- 第2条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、組合長の附属機関として大野城太宰府環境施設組合行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置くことができる。
- (組織)
- 第3条 審査会は、3人以内の委員で組織する。
- (委員)
- 第4条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、組合長が委嘱する。
- 2 審査会の設置は、審査請求の都度設置し、委員の任期は、諮問の日から答申の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 組合長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- (会長)
- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (専門委員)
- 第6条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、組合長が選任する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る該当専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- 5 第4条第4項及び第5項の規定は、専門委員について準用する。
- (会議)
- 第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (庶務)
- 第8条 審査会の庶務は、組合事務局において処理する。
- 第3章 手数料
- (手数料の徴収)
- 第9条 手数料は、法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第1項において同じ。)又は法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける者は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。
- (手数料の減免)
- 第10条 前条に規定する手数料は、経済的困難その他特別の事由があると認められるときは、これを減免することができる。
- 第4章 雑則
- (委任)
- 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。
- 附 則
- この条例は、法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

別表(第9条関係)

区分	交付する写し	金額
文書、図画又は写真	複写機により複写したもの(単色刷りで日本工業規格A列3番以下の用紙)	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの(多色刷りで日本工業規格A列3番以下の用紙)	1枚につき 30円
	複写機により複写したもの(単色刷りで日本工業規格A列0番からA列3番までの用紙)	1枚につき 100円
マイクロフィルム	用紙に印刷したもの(単色刷りで日本工業規格A列3番以下の用紙)	1枚につき 10円

電磁的記録	用紙に出力したもの(単色刷りで日本工業規格A列3番以下の用紙)	1枚につき 10円
	フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき 30円
	その他電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額
その他の公文書	当該公文書の性質に応じ作成したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。